

# 鳥羽市地域公共交通総合連携計画

## — 概要版 —



平成 21 年 3 月  
鳥 羽 市

## 1. 鳥羽市地域公共交通総合連携計画とは

### 1.1 計画の位置づけ

本計画は、鳥羽市の多様な交通手段を有効に活用し、かつ多様な交通ニーズに対応するため、地域公共交通について総合的に検討し、地域にとって望ましい公共交通体系を創出するための基本的な指針を定めるものです。

なお、本計画は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、鳥羽市地域公共交通会議の協議を経て策定されたものであるとともに、平成20年8月に策定した「海上交通圏」を計画区域とする鳥羽市地域公共交通総合連携計画を含有、一本化し、鳥羽市が進める総合的かつ具体的な事業実施の基本計画として位置付けるものです。

### 1.2 計画区域

計画区域は、三重県 鳥羽市全域とします。

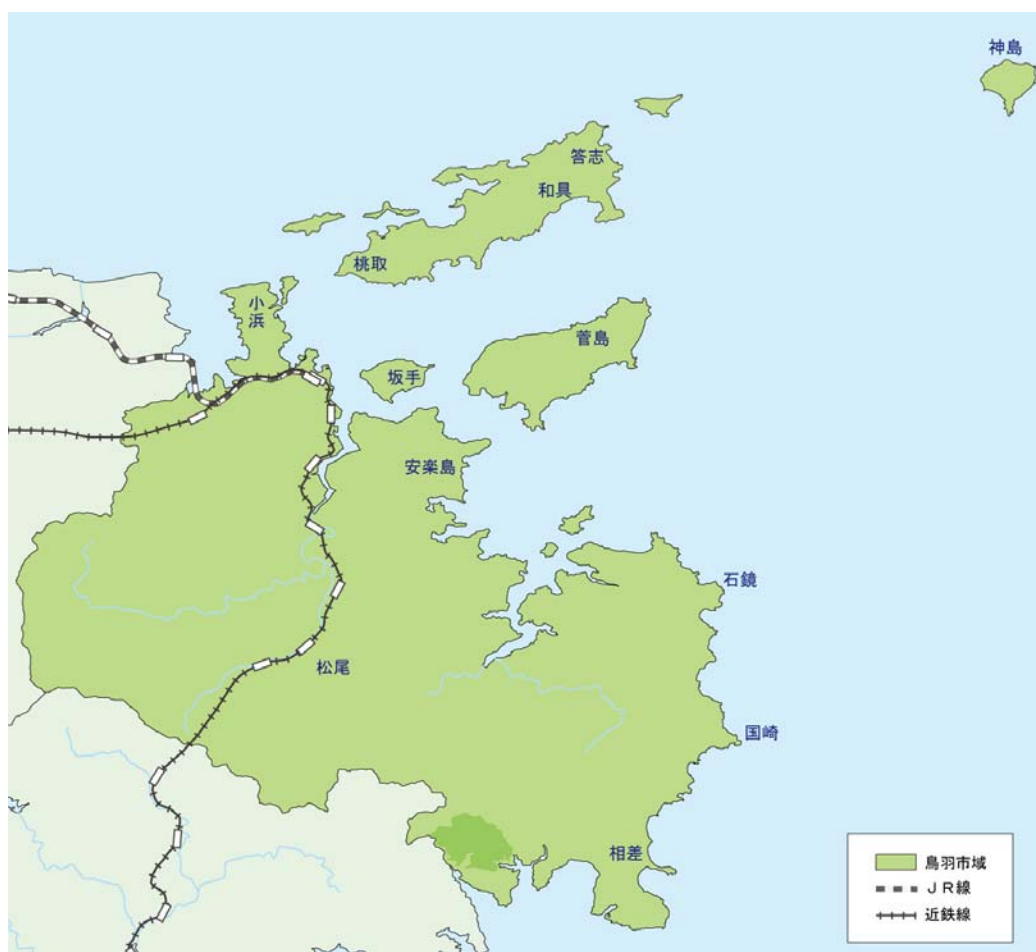


図 計画区域

### 1.3 計画期間

本連携計画の計画期間は、平成20年度～平成23年度（佐田浜マリンターミナル供用開始後）の4年間とします。

## 2. 計画の目標

鳥羽市地域公共交通総合連携計画の目指す目標を以下に示します。

### 2.1 全体目標

#### **(1) 路線バス・市営定期航路が一体となった「鳥羽市コミュニティ交通システム」の確立**

鳥羽市民の生活に密着し、地域間の連携や一体感を生み出し、また鳥羽市を訪れる観光客のニーズに対応することで、地域の活性化に寄与する、「鳥羽市コミュニティ交通システム」の確立を目指します。そのために、鉄道と路線バス・市営定期航路の市営公共交通網が一体として機能するものとなることを目指します。

#### **(2) 経営の健全化に向けた運行（運航）の効率化**

県の補助を受ける路線バス、国・県の補助を受ける市営定期航路とも、市の行政負担が増大する傾向にある点を改善するため、経営状態の健全化に向けた効率の良い運行（運航）を目指します。

#### **(3) 効果的な情報発信による公共交通の認知度の向上**

市民の意向を十分に把握、反映させるとともに、愛されて利用されるよう、効果的な情報発信を進め、市民を中心に、公共交通の認知度向上（それによる需要創出）を図ります。

#### **(4) 鳥羽市の特性に見合った、分かりやすい料金体系の構築**

鉄道駅、市役所、病院、学校、福祉施設等の公共施設が鳥羽駅周辺から安楽島地区周辺にかけて広く分布する都市構造、路線バスと市営定期航路を連絡する利用形態の存在等の、鳥羽市の都市・交通特性に見合った、分かりやすい料金体系の構築を進めます。

#### **(5) 観光振興に寄与する交通体系**

鳥羽市の主要産業のひとつである観光振興の観点から、観光客に満足感を与え、観光客と市民との交流を促進し、鳥羽市の振興に貢献する交通体系となることも、同時に目指します。

### 2.2 数値目標

鳥羽市内の路線バス及び市営定期航路の年間利用者数は、いずれも減少傾向にあります。また今後は少子高齢化の進展に伴い、更なる減少が懸念されます。

そこで本連携計画では、先に整理した総合連携計画の目標を実現して、公共交通の利用者数減少に歯止めをかけ、将来に向けた公共交通の持続性の向上を図るものとしします。

#### ■ 鳥羽市の公共交通※利用者数

【平成 19 年度】

1,228 千人／年

⇒

【将来目標（平成 23 年度時点）】

1,228 千人／年

※路線バス（鳥羽市補助路線）、市営定期航路

# 1. 目標を達成するために行う事業

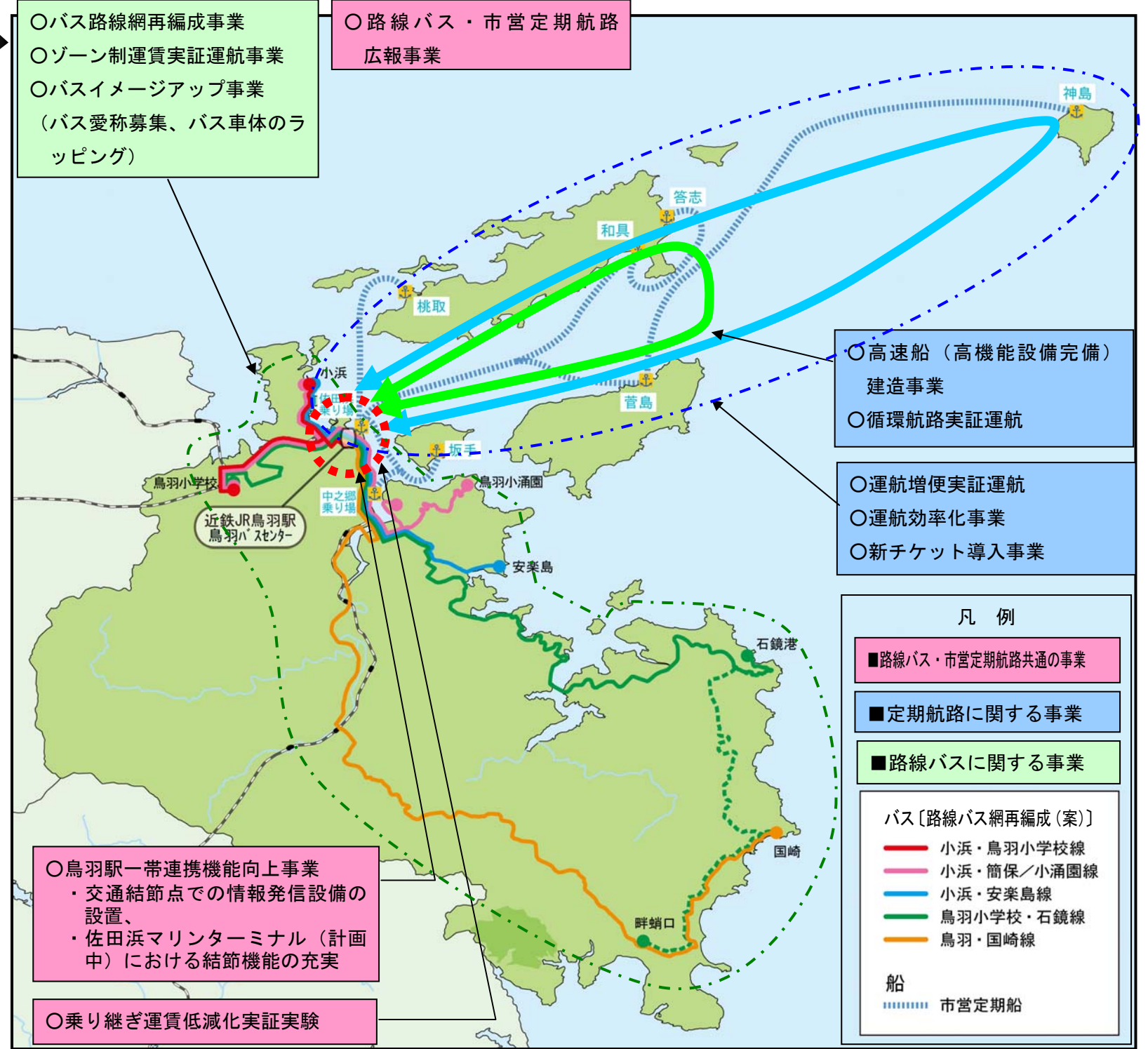
鳥羽市の公共交通の目指す目標を達成するため、路線バス、市営定期航路、交通結節点等を対象に、様々な取り組みを推進します。

鳥羽市地域公共交通総合連携計画の目指す目標達成に向けて

## 鳥羽市地域における公共交通の課題



## 目標を達成するために行う事業





## ■路線バスに関する主要事業の概要

### ○バス路線網再編成事業【平成 21～23 年度】

#### (i) 路線再編（実証運行）計画

##### (ア) 中心部での経路地変更

生活関連・立寄り施設（市役所、ハロー、保健福祉センターひだまり）経路に変更します。

##### (イ) 池上・屋内地区経路及び鳥羽小発着への変更

バス不便地域解消及び鳥羽小学校への通学手段を拡充します。

##### (ウ) 土休日における石鏡港～国崎～相差～畔蛸口への延伸

南鳥羽への観光拠点を結ぶため既存路線の延伸を行います。

##### (エ) 小浜・鳥羽小線の新設

小浜地区から鳥羽小学校への通学対応のため、路線新設を行います。

##### (オ) マリンターミナルでの接続

マリンターミナル供用開始に伴う路線変更を平成 23 年度に行います。

#### (ii) バス停新設計画

都心部及びバス停間隔の長い箇所、バス不便地域においてバス停新設を行います。

【新設バス停 例】百五銀行前、ハロー、図書館、鳥羽高校前、屋内町、池上町東・・・等



### ○ゾーン制運賃実証運行事業【平成 21～23 年度】

#### (i) 運賃体系

伊勢・鳥羽線を除く路線について、分かりやすく合理的なゾーン制（地帯制）運賃に移行します。普通旅客運賃は、初乗り 200 円、1 ゾーン当り 100 円加算と設定します。

#### (ii) 各種制度

##### (ア) 回数券利用割引制度

市民によるバス利用促進の観点から、利用頻度の高い回数券利用者に対する割引（回数券利用時に支払い運賃額から 100 円引き）を設定します。

##### (イ) 企業協賛制度

公共交通の利用促進と利用者へのサービスを目的に、店舗や宿泊施設にバスで来ていただいたお客様に回数券をプレゼントしていただく形式の「企業協賛制度」の導入を図ります。

##### (ウ) その他

回数券利用時の割引率を踏まえた通勤・通学定期券を設定します。

観光利用、遠距離利用の促進を目的に、乗り放題となる周遊券を設定します。

#### (iii) 区間設定

市民の立寄り施設の集積状況、集落の分布等を踏まえ、10 区間に分割します。

生活関連施設・立寄り施設・鳥羽東中・鳥羽高校・定期船のりば等、バス利用と密接な関連がある施設が集積する市街地を含む区間は、料金加算のされない「オアシスゾーン」に設定します。（これにより、鳥羽バスセンターから乗車時の最高支払い運賃額は現金なら 600 円、回数券なら 500 円となります。）



## ■市営定期航路に関する主要事業の概要

### ○高速船（高機能設備完備）建造事業【平成 20 年度】

運航船舶の老朽化に伴う運航経費の増大、就航率の低下、低速力による便数制限の解消を図り、さらなる住民サービスの向上と各離島への観光客誘致を一層推進することが可能となる高機能を有する高速船舶を建造し、効率的な運航ダイヤが編成できる運航体制を構築します。

#### ★高機能設備の概要

- (i) 船舶のバリアフリー化への対応
- (ii) 高い推進性能の確保
- (iii) 船舶運航経費の節減
- (iv) 利用客増を生む船型・デザイン及び船内快適空間の創設



### ○循環航路実証運航【平成 21～23 年度】

新たな航路就航により、島間交流、離島間の周遊観光の促進（観光客の定期航路の利用促進）及び運航効率の向上を図ります。

#### ★循環航路実証運航の概要

- (i) 循環線の新設：佐田浜を起終点として、複数の離島を経由する循環線を新たに運航。
- (ii) 高速船による運航：運航距離が比較的長くなること、遠回りに伴う所要時間増加の緩和による離島住民の利用促進及び観光客の利用促進を図るため。
- (iii) 運航頻度・時間帯：観光ニーズに対応しつつ、また離島住民のサービスに支障を来さない範囲で、運航頻度・循環方向を設定。
- (iv) 運航基盤改善にあわせた運航形態の改善・検証：現在計画・整備が進められている運航基盤改善の進展にあわせつつ、また実証運航の検証結果も踏まえ、運航形態の改善・検証を進めながら、実証運航を実施。

## ■路線バス・市営定期航路共通の主要事業の概要

### ○鳥羽駅一帯連携機能向上事業【平成 21～23 年度】

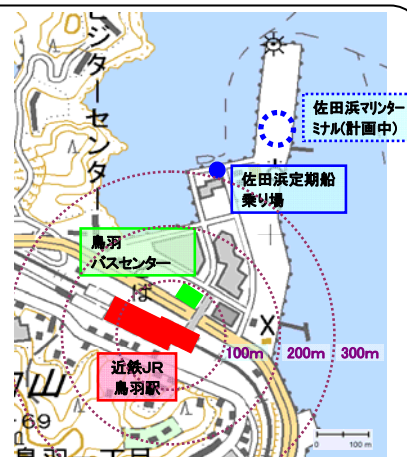
鳥羽駅・鳥羽バスセンター・佐田浜定期船のりば一帯の交通結節点としての連携をソフト施策によって高めるとともに、現在計画である佐田浜マリンターミナルにおいて質の高い交通結節機能の確保を図ります。

#### (i) 交通結節点での案内情報の改善

各交通結節点の呼称の統一、乗り換え動線上への案内板の設置

#### (ii) 交通結節点における情報発信設備の設置

#### (iii) 佐田浜マリンターミナル（計画中）における結節機能の充実



### ○乗り継ぎ運賃低減化実証実験【平成 21～23 年度】

地域公共交通全体としての魅力・利便性の向上による利用促進を図るため、路線バスと市営定期航路の乗り継ぎ利便性の向上（バス乗車特別運賃割引による料金抵抗の低減）を図ります。

#### (i) 定期航路定期券所有者への特別運賃設定

定期航路の定期券を提示することで、バスの普通旅客運賃から初乗り運賃分（200 円）値引きを実施します。

#### (ii) 定期航路定期券所有者以外の特別運賃設定

バスの普通旅客運賃から 100 円引きを実施します。

※事業の概要については、実施段階で見直しされる場合がございます。

【お問合せ先】 鳥羽市地域公共交通会議事務局（鳥羽市企画財政課内）

TEL 0599-25-1101 FAX 0599-25-3111 E-mail kikaku@city.toba.mie.jp